

## 前文

昭和41年11月に町民自らが策定した**町民憲章**は、町民みんなの誓いであり、その理想は今日でも私たちの願いです。

先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安心して暮らせる安全な地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。

これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、町民と行政、議会という立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。

それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。

このような考えに基づき、私たち自身が一步ずつ成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を定めます。

### 解説

この前文は「まちづくりの主役は町民」であることを再認識して、町民、行政、議会がお互いに尊重し、協力し合って、自分たちの町を築き上げていくことが大切であることを「思いを込めて」述べたものです。

この条例と町民憲章との関わりなど「条例の目的」を補完して、町民憲章に掲げられている理想のまちをつくるため「町民誰もが参加する協働のまちづくり」の実現が必要であることを明記しました。

### (条例の目的)

第1条 この条例は、町民、議会、行政が、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことから定めることを目的としています。

### 解説

「町民誰もが参加する協働のまちづくり」を進めるためには「情報の共有」が大前提であるとともに「協働のまちづくりを進めるための基本的なことから定める」ことをこの条例の目的として明記しました。

### (用語の定義)

第2条 この条例において使われる用語は、次のように定義します。

- (1) 町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内法人、団体を言います。
- (2) 町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案に町民の意思が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動を言います。
- (3) 協働 「協働」とは、町民、議会、行政が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことを言います。

#### 解説

この条例の中で重要な用語である「町民」「町民参加」「協働」についてその意味を説明しています。

この条例では、清水町に住所を有しない通勤者、通学者や、町内に事務所や活動の拠点を置く法人、団体もまちづくりの大きな担い手と考え「町民」と位置付けました。

#### (町民参加の原則)

第3条 町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知る権利をもっており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに参加する権利と責務をもっています。

2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利をもっており、社会的または経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。

3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。

4 満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。

#### 解説

この条文では、町民はまちづくりに「20歳未満の町民も含めて、誰もが平等に参加する権利」を持つとともに「参加する責務」を持つことを明記しました。

また、「まちづくりへの参加は自主的で、参加しない、参加できないことで差別を受けないこと」を定めました。

#### (町民参加の保障)

第4条 町は、まちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公開、案の決定に至るまでの手続き、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。

#### 解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「まちづくりの基本方針を定める条例」の立案「町政運営の基本となる政策」を決定する際に、町は「必要な情報の公開」や「案が決定されていくまでの手続き」について、町民の意見をどのように反映していくかなど「町民参加の方法」を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進することを決めました。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもち、まちづくりに積極的に参加し、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。

#### 解説

責務とは「責任と義務」であり、この条文で町民は「自分の発言と行動に責任を持つこと」と「互いに協力して、協働のまちづくりの実現に努める義務があること」を決めました。

#### ( 行政の責務 )

- 第6条 町長は、町の代表者として積極的に、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。
- 2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
  - 3 町は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し支援します。
  - 4 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進をはかります。

#### 解説

この条文では「町長」「町職員」「町」などの責務について定めています。

「町長」は町の代表者として、町民、議会とともに、積極的に協働のまちづくりの実現に努めることを責務として定めています。

町長の指揮統轄のもと「町職員」は、能力の向上に努力して、町の仕事を誠実かつ効率的に行い、町として町民のさまざまな活動を支援することを責務としました。

町や教育委員会、農業委員会などの執行機関は、町民参加の推進のため、町政に関する情報を積極的に提供することを責務として明記しました。

#### ( 議会の責務 )

- 第7条 議会は、町民の代表として、行政が公正に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、この条例の理念の実現に努めます。
- 2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明しなければなりません。
  - 3 議員は、町民の利益を代表して、町民の意思が行政に反映されるよう連携に努めます。

#### 解説

「議会」は、協働のまちづくりの実現のため、町政の調査と監視の役割を果たし、議会の活動を町民に説明することを責務として明記しました。

「議員」は町民との連携により、その意思を町政に反映されるよう努力することを責務としました。

#### ( 情報の共有と提供 )

- 第8条 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。
- 2 町は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。

#### 解説

まちづくりについての情報は、町民と共有すべきものであり、町はわかりやすく、速やかに提供することを明記しました。

#### ( 個人情報の保護 )

第9条 町は、個人の権利や利害などが損なわれることがないように、個人情報保護をします。

解説

まちづくりについての情報を公開するにあたり、プライバシーに配慮して、個人の権利や利害が損なわれないよう保護することを明記しました。

(委員等の公募)

第10条 町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。

解説

まちづくりへの町民参加の代表的なものとして、審議会委員などについては、さまざまな意見を取り入れ、まちづくりに反映させるため、委員の公募に努力することを明記しました。

また、公募の実効性を高めるため、委員選任の際の手続き等については、規則等で別に定める必要があります。

(説明責任)

第11条 町は、まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。

2 町は、町民からの意見や要望に対して速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。

解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「予算、決算」、「まちづくりの基本方針を定める条例の制定、改廃」、「町の事務事業の評価」などの内容について、町は、わかりやすく説明すること、まちづくりに大きな影響を与える政策については、その意思決定過程についても説明することを明記しました。

町は、町民からの意見や要望に速やかに対応し、説明することを明記しました。

(町民意見提出制度)

第12条 町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。

2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「まちづくりの基本方針を定める条例」の制定、改廃「町政運

営の基本となる政策」の立案などに対して、町民が意見を提出できるよう制度として設けることを明記しました。また、提出された意見等は聞きっぱなしではなく、公表し、尊重することを明記しました。

#### （住民投票）

- 第13条 町民は、政策の決定や変更について重要と認めることについて有権者の50分の1以上の者の連署をもって、町長に対して住民投票を請求することができます。
- 2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることについて議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。
- 3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て住民投票を実施することができます。
- 4 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 5 住民投票の実施に必要な手続や事項は、別に定めます。

#### 解説

この条文を設けなくても、地方自治法の規定で住民投票は可能な制度ですが、「町民による住民投票の請求」「議員による住民投票の発議」「町長による発議と住民投票の実施」について、地方自治法での定めをわかりやすく記載しました。また、住民投票の結果について尊重することを明記しました。

住民投票の実施に必要な手続や事項は規則などで定めます。

#### （条例の位置づけ）

- 第14条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。

#### 解説

この条例が他の条例の基本となる条例と位置付け、最大限に尊重すべきものとししました。

#### （審査会の設置）

- 第15条 町は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するための審査会を別に設けます。

#### 解説

この条例に規定されていることについて、実行されているかどうかを点検する組織の設置を明記しました。「審査会」の具体的な内容については規則等で定める必要があります。

#### （条例の見直し）

- 第16条 町は、施行後3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためにふさわしいかを見直します。

#### 解説

この条例の内容について、施行後の財政運営の状況や社会情勢の変化などから、3年を越えない期間ごと

に見直すことを明記しました。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

解説

簡素で、町民に読まれる「わかりやすい条例」とするため、基本的なことを条文に盛り込み、手続き等具体的事項は規則等に委ねることとしました。